

3. 公益財団法人那覇市育英会

1. 第三セクター等の概要

(令和4年3月31日現在)

法人名	公益財団法人那覇市育英会
所在地	那覇市銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階
HP	http://nahasi-ikueikai.com
設立年月日	平成4年4月1日 (法人化は平成17年8月26日)
団体の代表者	城間幹子氏(理事長)
出捐の状況	【令和4年3月31日時点の基本財産残高】 30,000,000円 【那覇市から出捐累計金額】 122,177,000円(うち、基本財産充当額は30,000,000円) 【那覇市の出捐割合】 100% ※出捐割合は、「基本財産のうち、市の出捐割合」として算定。
設立目的	沖縄県在住の者の子息に対し、奨学金を貸与する事業を実施するため
主な事業内容	貸与型奨学金事業
組織	【機関】 評議員会、理事会、監事 【部署の区分】 特に無し
役職員の人数	【役員】 評議員：8名、理事：9名、監事：2名 【職員】 2名(非常勤を含む)
経営健全化方針の策定	無
会計監査人の有無	無

2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)

担当部課	生涯学習部 生涯学習課
関連する主な計画	第5次那覇市総合計画…施策25
市から団体への主な財政	【累計出捐額】

的援助の概要	122, 177, 000 円 【補助金予算執行額（令和 3 年度）】 補助金： 3, 370, 000 円
市から団体への業務委託	無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・ 理事長に市長が就任（1 名） 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・ 常務理事は、市職員出身者（1 名）
市の財産の貸与等	なほ市民協働プラザ内の区画を使用（無償）

3. 財務諸表の推移 (貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
流動資産	511	625	541	
固定資産	295, 911	296, 758	296, 478	※1
資産計	296, 423	297, 384	297, 019	
流動負債	720	—	24	
固定負債	—	—	—	
負債計	720	—	24	
指定正味財産	112, 093	116, 678	120, 915	
一般正味財産	183, 609	180, 706	176, 080	
正味財産計	295, 703	297, 384	296, 995	
負債・正味財産計	296, 423	297, 384	297, 019	

【決算概況】

※1：令和 3 年度末の貸付金残高は 199, 478 千円である。

(正味財産増減計算書)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収益	3, 692	3, 532	3, 519
経常費用	6, 823	6, 436	6, 755
当期経常増減額	△3, 130	△2, 903	△3, 235
経常外収益	—	—	—

経常外費用	—	—	1,390	※1
当期経常外増減額	—	—	△1,390	
当期一般正味財産増減額	△3,130	△2,903	△4,625	
受取寄付金	3,527	4,585	4,236	
当期指定正味財産増減額	3,527	4,585	4,236	

【決算概況】

※1：当期一般正味財産増減額が3期連続赤字となっているため、赤字補填のために特定資産の貸付積立預金から取り崩している状況。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(2) 第三セクター等のガバナンス

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>成果指標について改善の余地がある

那覇市育英会では、令和3年度において「寄付金の金額：500万円」及び「貸付金償還率：90%」を目標値として設定した。そして、実際の数値については、寄付額は4,236千円と目標に届かなかったものの、貸付金償還率は繰上償還があったことから100%を上回る117%となり目標を達成した。このように、那覇市育英会では、成果目標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している。

このように那覇市育英会が自己評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成果指標の内容については、改善の余地があるものとする。

那覇市育英会は貸与奨学金事業を行っていることから、例えば「新規貸与者数」又は「貸与者数」を成果指標に加えれば、より適切な事業評価が実施できるものと考えられるため、検討されたい。

<指摘①>利益相反取引について理事会の承認を得ていない

令和3年度において、那覇市育英会の理事が代表取締役を務める会社と那覇市育英会との間で取引が生じていた。（複合機のリース取引。取引金額は592,680円。）

当該取引は、利益相反取引に該当するが、那覇市育英会では取引開始にあたり、理事会での承認を得ていなかった。

この点、公益財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を適用する必要がある。

あるところ、同法第 84 条及び第 197 条において利益相反取引をしようとするときは理事会の承認を得る必要があると規定されており、現状では一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に違反してしまっている。(なお、今回の外部監査を受け、那覇市育英会では、事後的に当該利益相反取引について理事会の承認を得ることを検討しているとのことであった。)

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より抜粋】

第二章 一般社団法人

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条

理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

第三章 一般財団法人

第四款 理事、理事会、監事及び会計監査人

第百九十七条

前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。

この場合において、これらの規定（第八十三条及び第八十四条第一項を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、（中略）読み替えるものとする。

(下線は監査人による。)

那覇市育英会においては、理事が代表を務める法人を予め把握しておき、その法人と取引が生じる場合には、理事会の承認を得るような業務フローを確立し、法令違反の発生を防止する措置を講じる必要がある。

また、市は、那覇市育英会に対し、法令違反の発生を防止する業務フローの確立を指導すべきである。

（３） 人事の状況

令和３年度における那覇市育英会の理事長は那覇市長が兼任していた。理事報酬は理事会出席ごとに月額 3,000 円である。

市の担当課に、市長が理事長に就任している理由を質問したところ、「歴代の市長が理事長を兼務することが慣例となっており、市長が理事長となっていることで寄付が集まり易いという効果が期待できるため」との回答であった。

また、市長は令和３年度における理事会に全て出席しており、理事としての職務を果たしていると考えられる。

以上を勘案すると、市長が理事長に就任していることに特段の問題は無いと判断した。

また、令和３年度における那覇市育英会の事務局長である常務理事には、那覇市の元職員が就任していた。

そこで、市の担当課に対し、那覇市育英会の常務理事に市の元職員が就任している理由を質問したところ、市長の推薦があったためとの回答であった。

この点、第三セクター等に関する総務省指針第２．３（２）において、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と記載されているが、公益財団法人の事務局長という業務は、民間企業等における知識や経験が強く求められる業務ではないと考えられるため、市の元職員であっても適正が認められると判断した。

また、常務理事報酬は月額 100,000 円であるが、令和３年度常務理事は週３日程度出勤し、事務局業務等を行っているとのことであった。週３日勤務で月額 100,000 円の報酬は決して高額とは言えないため、単なる天下り目的での退職者派遣が疑われる状況には該当しないと判断した。

<意見②>理事にふさわしい人材が選任されていたか疑問（元市職員の常務理事就任）

しかしながら、過去の常務理事の中には、月１、２回程度の出勤回数の理事も存在したとのことである。

月１、２回の出勤では、事務局長としての職責を果たしていたかどうか疑問であるし、その出勤数で月額 100,000 円の報酬を受け取っていたのであれば、明らかに業務量に対して報酬額が過大であり、いわゆる天下り目的での退職者派遣であることが疑われかねない外観を有している状況が存在していた可能性がある。

市は、那覇市育英会の事務局長としてふさわしい人材を常務理事に充てるように努め、常務理事就任後も事務局長としての職責を果たしているかどうか及び業務量と報酬金額のバランスが妥当かどうか、について継続的にモニタリングする必要がある。

（４）市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市は那覇市育英会に対し、設立時に出捐を行うとともに、毎期補助金交付という形で運営費の補助を行っている。監査結果は以下の通りである。

① 補助金

「那覇市育英会運営補助金」に関する監査結果の詳細は、P. 244 において後述する。

② 市の財産の使用

市は、市が保有している「なは市民協働プラザ」の一面を那覇市育英会に無償で使用させているが、那覇市育英会が実施している事業は、高い公共性が認められるため、無償で使用するに特段問題は無いと判断した。

（５）効率的な運営手法

那覇市育英会の経常費用は令和３年度で 6,755 千円と多額ではなく、既に一定以上の効率化ができているものと考えられる。また、主な人件費は常務理事１名と職員２名の３名分であり、金額自体も多額ではない。

以上より、第三セクター等に関する総務省指針第２．３（３）に記載されているような、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化等については、従来通りの施策を実行すれば十分であると判断した。

ただし、＜意見②＞に記載した通り、常務理事の業務量と報酬のバランスについては、市において継続してモニタリングする必要がある。

（６）市によるモニタリング

P. 5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<指摘②>公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある

市は、第三セクター等を特定した上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。（第三セクター等に関する総務省指針第２参照）

また、総務省が隔年で実施する第三セクター等の調査（※）にあたり、市は第三セクター等の出資や経営状況等の情報を総務省に提出している。

※ 第三セクター等の調査結果については、総務省 HP 参照。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)

そのため、市は第三セクター等を正確に特定する必要があるが、市が把握している令和３年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人

人・公益財団法人を含む。)が漏れていることが判明した。

第三セクター等に関する総務省指針第1.(注1)には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)」も含まれることが明記されているため、市の状況は第三セクター等に関する総務省指針に照らして妥当ではない。

【第三セクター等に関する総務省指針第1. より抜粋】

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

(下線は監査人による。)

市は、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに準ずるものの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含めた上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

＜指摘③＞第三セクターに対するモニタリングを実施していない

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3)に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているものの、市は那覇市育英会を第三セクター等の範囲に含めていなかったことに起因して、那覇市育英会に対する評価を実施していない。

市は、那覇市育英会を第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。

なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。

- ・ 第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。
- ・ 第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。
- ・ 費用対効果に留意する。

＜意見③＞第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない

市は、那覇市育英会に対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、那覇市育英会への財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。

事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。

効果測定基準としては、例えば以下のような項目が挙げられるため、参考にされたい。

- ・ 公益性・公共性の有無
- ・ 奨学金の新規貸与者数、新規貸与額

(7) 財務諸表の適切性

P.5に記載されている視点に基づく監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見④>預金管理体制が不十分

那覇市育英会において、預金通帳と銀行届出印は別な金庫等に分けて保管されているが、2つの金庫等の鍵は同一の資金担当者が保有しているため、単独で預金の払出が可能な状態である。

不正な預金払出の防止という内部統制上の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。

- ・ 2つの鍵の保有者をそれぞれ別の人にする。
- ・ 上記資金担当者とは別な役職員により、定期的に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高を照合する。

市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において、不正な預金払出を発生させるわけにはいかないため、市は、預金管理に関する適切な内部統制の構築を那覇市育英会に指導すべきである。

<意見⑤>貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない

那覇市育英会において使用している貸付金償還システムから出力した、令和3年度末時点の人別貸付金残高明細の合計額と令和3年度末時点の財務諸表残高を比較した結果、以下の通りであった。

(単位：円)

① 人別貸付金残高明細の合計額	199,444,768
② 財務諸表残高	
貸付金	199,478,768
仮受金	24,000
差引	199,454,768
①と②の差額	10,000

人別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高との差額 10,000 円の発生原因は不明とのことであったが、那覇市育英会は、差異原因を調査し、適切な貸付金残高を把握した上で、人別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高を適切な貸付金残高に一致させるよう、努力されたい。

<意見⑥>償還が遅延している貸付金の回収手続に改善の余地がある

既述の通り、令和 3 年度における那覇市育英会の貸付金償還率は 117%と 100%を上回っており、当該数値のみを見れば貸付金の償還状況に問題がないとも考えられる。

しかしながら、那覇市育英会の貸付金償還率は「当年度の償還金額÷当年度の償還予定額」で算定されているところ、“当年度の償還予定額”は、約定通りの償還が難しい債務者について償還額を減額している場合の減額後の償還予定額としており、契約上の約定償還予定額としていない。

したがって、現状の貸付金償還率の算定方法では、「契約上本来償還されるべき金額のうち、どれくらい償還できたか」が判明しない。

ここで、監査人が契約上本来償還されるべき金額に対する償還率を算定しようと試みたが、那覇市育英会においては、債務者の収入額等を勘案の上、やむを得ない場合には貸付金の償還金額を減額することを許容しているが、減額措置を講じた場合に、貸付金償還システム上の年間償還予定額が減額後償還額に置き換わってしまい、契約上の減額前の償還予定額が不明となってしまっている債務者が散見された。

そのため、契約上本来償還されるべき金額に対する償還率を算定することが難しい状況であった。

そのため、次善の対応として、契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和 3 年度以前であるにもかかわらず、実際には令和 3 年度末時点で貸付金残高が存在する債務者の有無について確認したところ、債務者数合計が 31 名、貸付金残高合計が 19,667 千円となった。

つまり、貸付金残高のうち、19,667 千円は返済額が軽減された債務者への貸付金であり、貸付金の全額償還に懸念が生じている可能性がある貸付金と言い換えることができるが、令和 3 年度末時点の那覇市育英会全体の貸付金残高は 199,478 千円であるため、貸付金の全額償還に懸念が生じている可能性がある貸付金が全体の 9.9%を占めていた。

このような、「契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和 3 年度以前であるにもかかわらず、実際には令和 3 年度末時点で貸付金残高が存在する債務者」に対する回収方法について那覇市育英会に質問したところ、債務者と継続的に連絡を取り、債務者の収入等に応じて償還可能な額を償還してもらっている、とのことであった。

しかしながら、「契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和３年度以前であるにもかかわらず、実際には令和３年度末時点で貸付金残高が存在する債務者」について、令和３年度における減額後の償還額で償還を継続した場合の完済までの期間及び完済時の債務者推定年齢を監査人が試算したところ、完済までの期間が長期化する債務者が存在し、完済時の債務者の推定年齢が最長で 80 歳となる債務者が存在するとの結果になった。

【契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和３年度以前であるにもかかわらず、実際には令和３年度末時点で貸付金残高が存在する債務者の一覧】

No.	貸与額 (円)	R3年度償還額 (円)	R3年度末 貸付金残額 (円)	卒業年度	A	B	C
					R3年度 推定年齢 (歳)	推定完済期間 (年)	完済時推定年齢 (歳)
1	2,400,000	55,000	1,596,900	H9	46	29.0	75.0
2	1,800,000	36,000	307,000	H12	43	8.5	51.5
3	1,200,000	40,000	582,500	H13	42	14.6	56.6
4	3,600,000	240,000	525,000	H14	41	2.2	43.2
5	900,000	60,000	473,000	H16	39	7.9	46.9
6	1,440,000	195,316	967,684	H17	38	5.0	43.0
7	2,400,000	240,000	1,500,000	H17	38	6.3	44.3
8	1,800,000	120,000	320,000	H17	38	2.7	40.7
9	2,400,000	180,000	804,000	H18	37	4.5	41.5
10	1,440,000	72,000	498,000	H18	37	6.9	43.9
11	720,000	120,316	346,684	H18	37	2.9	39.9
12	600,000	10,000	161,000	H18	37	16.1	53.1
13	2,400,000	60,000	1,135,000	H20	35	18.9	53.9
14	1,440,000	60,000	730,000	H20	35	12.2	47.2
15	1,080,000	52,000	942,000	H20	35	18.1	53.1
16	1,200,000	40,000	600,000	H20	35	15.0	50.0
17	2,400,000	300,000	95,000	H21	34	0.3	34.3
18	1,080,000	21,000	970,000	H21	34	46.2	80.2
19	1,080,000	55,000	640,000	H21	34	11.6	45.6
20	2,400,000	240,000	1,405,000	H22	33	5.9	38.9
21	2,400,000	120,000	1,440,000	H22	33	12.0	45.0
22	2,400,000	240,000	480,000	H22	33	2.0	35.0
23	1,440,000	60,000	801,000	H22	33	13.4	46.4
24	720,000	42,000	210,000	H22	33	5.0	38.0
25	600,000	55,000	75,000	H22	33	1.4	34.4
26	720,000	96,000	336,000	H23	32	3.5	35.5
27	1,080,000	60,000	624,000	H24	31	10.4	41.4
28	1,080,000	48,000	661,000	H24	31	13.8	44.8
29	1,200,000	150,000	300,000	H24	31	2.0	33.0
30	720,000	72,000	132,000	H25	30	1.8	31.8
31	600,000	110,000	10,000	H25	30	0.1	30.1
46,740,000		3,249,632	19,667,768				

(脚注)

A：R3年度推定年齢

卒業年度の年齢が22歳と仮定して算定。

B：推定完済期間

R3年度末貸付金残額 ÷ R3年度償還額で算定。

C：完済時推定年齢

R3年度推定年齢 + 推定完済期間で算定。

この試算結果を踏まえると、単に債務者の収入水準に応じた金額による償還を許容するという現状の那覇市育英会の対応だけでは十分とは言えず、貸付金が未償還のまま貸倒れとなるリスクが存在すると考えられる。

そのため、那覇市育英会は、完済まで長期間を要しそうな債務者や完済する前に仕事が定年退職を迎えそうな債務者等、全額償還に特段の懸念が生じている債務者については、可能な限り償還額の増額を交渉したり、連帯保証人に相談したりする等、全額償還に向けた措置を講じる必要がある。

また、市は貸付金の全額償還に向けた措置を講じることを那覇市育英会に指導し、那覇市育英会が講じた措置が適切に運用されていることを定期的にモニタリングする必要がある。

貸付金の償還額は、将来の貸付を行う際の実原資となる重要な資金である。また、那覇市育英会の貸付金は、市の財源から拠出された公金も含まれる。したがって、貸倒リスクをできる限り低減し、全額償還に向けた措置を講じることが重要である。

＜指摘④＞貸付積立金に複数財源の資金が混在している

那覇市育英会の令和３年度貸借対照表における正味財産の部は、以下の通りとなっている。

(単位：円)

１．指定正味財産	
指定補助金	2,500,000
寄付金	118,415,257
指定正味財産合計	120,915,257
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(90,915,257)
２．一般正味財産	
一般指定正味財産	176,080,739
(うち特定資産への充当額)	(175,563,511)

このように、那覇市育英会は、基本財産へ充当している 30,000 千円を除き、育英会の活動により生じた正味財産増加額のほとんどの全ての金額を特定資産に充当している。

次に、令和３年度貸借対照表における特定資産の内訳は以下の通りである。

(単位：円)

特定資産	
貸付積立預金	57,000,000

篤志奨学基金	10,000,000
貸付金	199,478,768
特定資産合計	266,478,768

特定資産のうち、篤志奨学基金は過去に企業から受け取った大口寄付金 10,000 千円について計上しているものであり、寄付金受入以降、計上額に変動はない。また、貸付金は、奨学生に対する貸付金のうち未償還分である。

結果として、貸付積立預金には、育英会の活動により生じた預金残高のうち、普通預金、基本財産及び篤志奨学基金を除いた残高が計上されている。

そして、那覇市育英会の活動により生じた預金残高である貸付積立預金の主な内容は以下の通りであると考えられる。

- ・ 市から受け取った出捐金
- ・ 市から受け取った指定補助金（2,500 千円）
- ・ 企業や個人からの受取寄付金
- ・ 貸付金の償還分

ここで、市から受け取った出捐金については、奨学金の貸付資金以外に育英会の運営資金にも充てることが可能であり、令和元年度から令和3年度の当期一般正味財産増減額が赤字であることを踏まえると、実際に一般正味財産増減額の赤字補填に使用されていたものと考えられる。一方、企業や個人からの受取寄付金については、那覇市育英会の HP（※）においても使途は貸付金に限定している旨が明記されている。

（※）<http://nahasi-ikueikai.com/contribution.html>

このように、現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金にも使用可能な市からの出捐金と、使途が貸付金に限定されている寄付金が混在しているにもかかわらず、その内訳金額は不明であった。

このような状況においては、企業や個人からの寄付金を法人の運営資金に使用してしまっても気付かず、寄付者の意向にそぐわない寄付金の使用を行ってしまう可能性があり、問題である。

したがって、那覇市育英会は過去の入出金履歴等に基づき、貸付金積立預金残高の財源別内訳表を作成し、使途を確認しながら貸付金積立預金の使用を行うべきである。

また、貸付積立預金という勘定科目名からは、その預金使途が貸付金に限定されるような印象を与えるが、実際には貸付金以外に法人の運営資金にも使用可能な市からの出捐金も含まれている。財務諸表の利用者に誤解を与えることを防ぐためには、市からの出捐金部分について別な勘定科目を使用することが望ましいと考えられるため、検討されたい。

<意見⑦>指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確

那覇市育英会の貸借対照表の指定正味財産に、市から受け取った補助金が指定補助金として2,500千円計上されている。市の担当課に確認したところ、当該補助金は、市が企業や個人から受け取った寄付金について、那覇市育英会に補助金という形で交付したものであるとのことであった。(補助金の交付は、平成18年に2,000千円、平成21年に500千円を、それぞれ行っている。)

ただし、市の担当課においても、当該補助金をどのような目的・使途で那覇市育英会に交付したのかについて、記録が残っていないとのことである。

一方、那覇市育英会側においては、新規貸付の財源として貸付積立預金に計上されているはずであるが、指定正味財産に計上されている指定補助金の取り扱いをどのようにすればわからず、そのままになっている、というのが実態であった。

そこで、市及び那覇市育英会は、以下の対応を取るべきである。

- ・ 両者協議の上、当該指摘補助金2,500千円について、改めて使途を特定する。(新規貸付の財源に限定するのか、それとも、育英会の運営資金としても使用可能とするのか。)
- ・ 補助金の目的たる支出が行われた場合、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える会計処理を行う。(公益法人会計基準注解13参照)

【公益法人会計基準注解13より抜粋】

(注13) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

(下線は監査人による。)

(8) 情報公開

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑧>情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第2.2によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標(経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った

理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状の那覇市育英会に関する情報公開の状況は、以下の通りであり、最低限の情報公開は行われている。

- ・ 那覇市育英会の HP において、財務諸表が公開されている。
- ・ 市は、那覇市育英会に対する運営費補助金の予算承認にあたり、育英会の財務諸表を添付して議会へ提出している。

しかしながら、市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくとも那覇市育英会において財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市の HP 等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。

また、議会に対しても、財政的リスクの高まりに応じて適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。

(9) その他

<意見⑨>那覇市育英会の将来的な展望について

① 那覇市育英会の貸与者数

那覇市育英会の貸与者数は、平成 24 年度の 62 名をピークに、その後減少傾向が続き(※)、令和 3 年度の貸与者数はピーク時の半数となる 31 名にとどまっている。

この点、那覇市育英会によれば、近年給付型奨学金が増加したことで、育英会が実施する貸与額奨学金の希望者が減少したのではないかと、とのことであつた。

※ 平成 4 年度以降の貸与者数推移は、那覇市育英会の HP に公開されている。

(<http://nahasi-ikueikai.com/img/file/160.pdf>)

② 貸与者数の減少に伴う余剰金の増加

近年、那覇市育英会の貸与者数が減少していることにより、奨学金の新規貸付金額及び貸付残高も減少している。一方で、過年度の貸付金の償還が行われるが、貸付金の償還額が新規貸付金額を上回る場合、結果として、貸付に使用されない“余剰金”が生じることになる。なお、令和 3 年度の貸付金償還額は 28,460 千円、新規貸付金額は 16,680 千円となっており、前者が後者を大きく上回っている。

このようにして生じた“余剰金”は、主に貸付積立預金に計上されているものと考えられる。近年、貸付積立預金が増加傾向にあるが、その主な理由は貸与者数の減少に伴う“余剰

金”が積み立てられていることによるものと考えられる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規貸与者数（人）	50	47	39	36	31
貸付金残高（千円）	223, 572	221, 733	220, 411	211, 258	199, 478
貸付積立預金残高（千円）	30, 700	33, 000	35, 500	45, 500	57, 000

③ 給付型奨学金制度の開始

那覇市では、現在給付型の奨学金制度を開始しており、市が直接運用している。

※ 那覇市 HP より

(<https://www.city.naha.okinawa.jp/child/education/kyouikusyougaiakus/syougakuseibosyu.html>)

④ 現状を踏まえた那覇市育英会の将来展望検討の必要性

既述の通り、那覇市育英会では、新規貸与者数の減少に伴い、新規貸付金に使用されない“余剰金”が増加している状況にあると考えられる。

このような“余剰金”の中には、市からの出捐金も含まれるものと考えられるが、市の財政状態が厳しい中で、市の公金が本来の事業（奨学金の貸与）に使用されず、育英会の預金口座内に預け入れられたままとなっている状況は好ましくない。

したがって、市は那覇市育英会とともに、那覇市育英会の将来の事業展望及び“余剰金”の活用方法について検討すべきである。

また、那覇市の奨学金事業は、給付型奨学金が市の直営により、貸与型奨学金が那覇市育英会により、それぞれ実施されているが、市の担当課によれば、この2つの奨学金制度について単一の事業者（市直営又は那覇市育英会）が実施する方式は検討していないとのことであった。

「那覇市育英会では、企業や個人からの寄付金を受け取っているが、当該寄付金を那覇市に移管することができるか不明である」というような理由により、簡単に単一事業者に制度運用をまとめることは難しい可能性があるが、単一事業者とすることにより、事業に係る事務コストが削減される可能性があるため、那覇市育英会の将来の事業展望と合わせて、奨学金制度の単一事業者による運用の可否も検討することが望ましい。

4. 公益社団法人那覇市シルバー人材センター

1. 第三セクター等の概要

(令和4年3月31日現在)

法人名	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
所在地	那覇市銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階
HP	https://nahasjc.or.jp/
設立年月日	昭和57年4月22日
団体の代表者	翁長聡氏（理事長）
出捐の状況	【設立時の基本財産残高】 10,000,000 円 【上記のうち、那覇市から出捐額】 10,000,000 円 【那覇市の出捐割合】 100% ※出捐割合は、「設立時の基本財産のうち、市の出捐割合」として算定。
設立目的	【シルバー人材センターの目的】 1. 高齢者の生活の充実 ・ 高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る。 ・ 高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る。 2. 地域社会への貢献 ・ 高齢者が地域社会の担い手として活躍することを通じて、地域社会の維持・発展を図る。 ・ 育児、介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する。 ・ サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足の解消を図る。
主な事業内容	発注者から受注を受けた業務を、会員である高齢者に請負や委任により仕事を提供する。
組織	※表外に記載
役職員の人数	【役員】 社員：全会員、理事：14名、監事：2名 【職員】

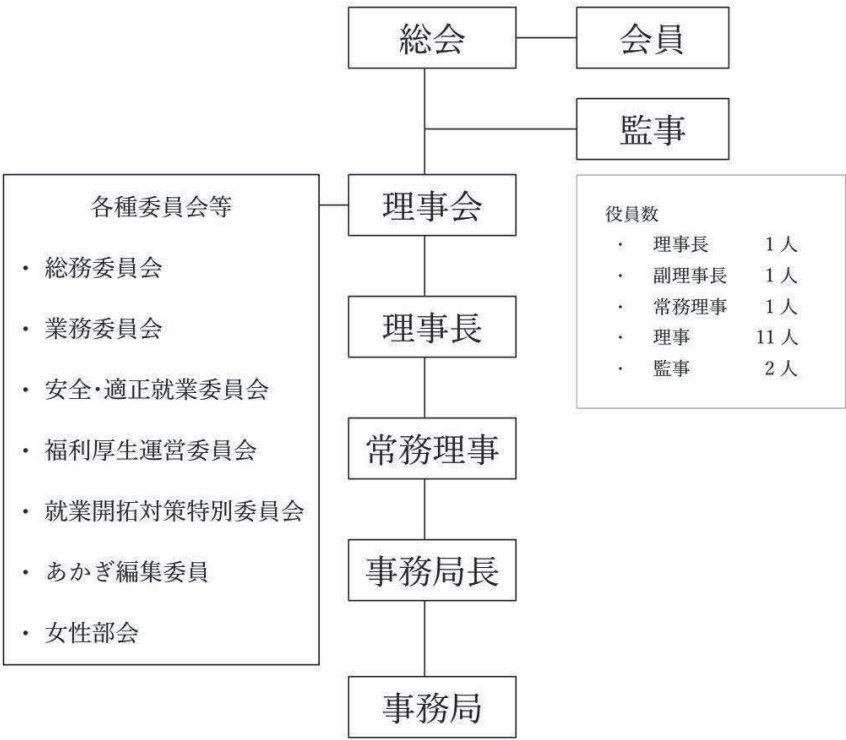
	13 名（非常勤を含む）
経営健全化方針の策定	無
会計監査人の有無	無

（組織図）

R04/03/31：時点

令和 3 年度

公益社団法人那覇市シルバー人材センター組織図



2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)

担当部課	福祉部 チャーがんじゅう課
関連する主な計画	第5次那覇市総合計画…施策10 第8次なは高齢者プラン(介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出捐額】 13,000,000 円 【補助金予算執行額(令和3年度)】 補助金：12,280,000 円
市から団体への業務委託	【委託費予算執行額(令和3年度)】 委託費：242,958,608 円
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・理事(非常勤)に市職員が就任(1名) 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・理事長(非常勤)は、市職員出身者(1名) ・常務理事(常勤)は、市職員出身者(1名) ・監事(非常勤)は、市職員出身者(1名)
市の財産の貸与等	なは市民協働プラザ内の区画を使用(無償)

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	59,431	72,165	83,135
固定資産	29,841	34,475	36,910
資産計	89,273	107,124	120,045
流動負債	49,000	49,521	53,561
固定負債	—	—	—
負債計	49,000	49,521	53,561
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	40,272	57,602	66,484
正味財産計	40,272	57,602	66,484
負債・正味財産計	89,273	107,124	120,045

【決算概況】

特筆すべき事項はない。

(正味財産増減計算書)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
経常収益	477,318	489,486	482,795
経常費用	468,607	472,156	473,906
当期経常増減額	8,710	17,330	8,888
経常外収益	—	—	—
経常外費用	228	—	7
当期経常外増減額	△228	—	△7
当期一般正味財産増減額	8,481	17,330	8,881 ※1

【決算概況】

※1： 当期一般正味財産増減額が３期連続黒字となっている。

黒字要因の一つとして、発注者から材料費相当分として受け取っている「受取材料費」と実際の材料費である「支払材料費」の差額から黒字が生じているものと考えられる。

(令和３年度実績)

受取材料費：74,532 千円－支払材料費：56,317 千円＝18,215 千円

４．監査の結果及び意見

(１) 市の出資手続

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(２) 第三セクター等のガバナンス

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない

シルバー人材センターにおいて、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3)に、「地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。」と記載されていることを踏まえ、市

は、シルバー人材センターが自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

事業評価を実施する際は、可能な限り評価基準について定量的な目標値を定め、その達成度をもって事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実行可能となる。また、PDCA サイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。

なお、明確に成果指標として設定されている訳ではないが、現状以下の4項目について、中期計画上目標値を設定した上で、毎期の事業報告書上で実績値を記載している。しかしながら、中期計画上の目標値は、シルバー人材センターの全国目標から割り出された数値が上部団体から自動的に割り振られる数値であって、那覇市シルバー人材センターにおける実現可能性が考慮されていないとのことであったため、このような目標値に基づき目標達成度を測定しても意味は無い。成果指標として以下の4項目を採用するのであれば、自己評価及び市のモニタリング時における目標値は、中期計画上の目標値ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべきである。

	令和3年度目標	令和3年度実績
会員数	1,035 名	863 名
就業率	71.5%	71.0%
請負・委任就業延べ人数	86,800 人日	78,775 人日
派遣就業延べ人数	1,160 人日	0 人日
ボランティア参加延べ人数	500 人日	319 人日

<指摘①>会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている

シルバー人材センターの会員は年間 3,000 円の会費を支払う必要があるが、会費の未払いが生じる場合がある。この点、シルバー人材センターに未払いの理由を質問したところ、「1回でも業務を請け負った会員については、会員への報酬支払時に会費を控除して支払うため会費の未払いは生じないが、業務の請負が無い会員の中には会費が未納になっている者もいる」とのことであった。

なお、令和3年度の正味財産増減計算書に記載されている受取会費の金額が1,854,000 円であることを踏まえると、会費を支払った会員は 618 名で、会費未納の会員は 245 名になると推定される。（令和3年度の全会員数は前述の通り 863 名である。）

次に、このような会費未納者の取扱いについて、シルバー人材センターの定款においては、1年以上会費を滞納した場合は会員資格を喪失すると定めているが、実際の運用上は、過去の理事会において未納期間1年で会員資格を喪失させるのはあまりにも厳しいという意見

が出て、結果として会員資格喪失となる要件を3年以上とすることとし、当時の理事会の決定を継続して適用しているとのことである。

この点、現状、過去の理事会決議を理由に定款記載内容とは異なる運用を行っているが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第146条において定款変更には社員総会の決議が必要と定められている趣旨と踏まえると、仮に定款記載内容とは異なる運用を行うのであれば、社員総会の決議が必要であると考えられ、過去の理事会の決議のみで定款と異なる運用を行っていることは、同法の趣旨に反しているものと考えられる。

したがって、シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨を踏まえ、定款記載通りの運用を行うか、または、会員資格喪失要件を未納期間3年以上とする内容で定款変更を行い社員総会の決議を得る、といった対応を検討されたい。

また、市は、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、継続的にモニタリングすべきである。

(3) 人事の状況

① 理事長について

令和3年度におけるシルバー人材センターの理事長に、那覇市の元職員が就任していた。

シルバー人材センターに、就任の経緯を質問したところ、理事長就任前も理事として法人の役員に就いていたが、前任の理事長から推薦があったため、理事長に就任したとのことであった。

理事長就任前から理事として法人に関与していた人材であることから、理事長に就任することに特段の問題は無いと考える。

なお、理事長の報酬は月50,000円であるが、理事長の勤務時間が週3日で10時～15時とのことであり、報酬額が業務量に比して過大にはなっていないと判断した。

② 常務理事について

令和3年度におけるシルバー人材センターの事務局長兼常務理事には、那覇市の元職員が就任していた。

シルバー人材センターに対し、就任の経緯を質問したところ、市職員時代からの顔見知りであった理事長からの推薦があったため、との回答であった。

この点、第三セクター等に関する総務省指針第2.3(2)において、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と記載されているが、公益社団法人の事務局長という業務は、民間企業等における知識や経験が強く求められる業務ではないと考えられるため、市の元職員であっても適正が認められると判断した。

また、常務理事に対する給与は月額 210,000 円（＝理事報酬 30,000 円＋事務局長としての嘱託職員給与 180,000 円）であるが、週 5 日の勤務量に対する報酬額としては過大とまでは言えない。

（４） 市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市はシルバー人材センターに対し、社団法人設立時に基本財産の出捐を行うとともに、毎期補助金交付という形で運営費の補助を行っている。

また、財政的援助とは別に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、市はシルバー人材センターに対して複数の業務を随意契約により委託している。

なお、監査結果は以下の通りである。

① 補助金

「那覇市シルバー人材センター運営補助金」に関する監査結果の詳細は、P. 248 において後述する。

② 委託

市は、令和 3 年度においてシルバー人材センターに対して多数の業務委託を行っており、合計で 242,958,608 円の委託費をシルバー人材センターに支払っている。このように、シルバー人材センターに対して多額な委託費が発生しているのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号において、シルバー人材センターが実施可能な業務については、随意契約により契約を締結することができる点が影響しているものと考えられる。

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を抜粋】

（随意契約）

第百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（中略）

三 （中略）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、（以下、略）

※下線は監査人による。

市からシルバー人材センターに対する業務委託契約のうち、契約額が多額な取引を中心に以下の４件の委託契約について監査を実施することとした。監査結果の詳細は、「第３．財政的援助事業」において後述する。

事業名	予算執行額	監査結果
都市公園維持管理業務	175,410,000 円	P. 276 に記載
「広報なは市民の友」配布業務	26,721,266 円	P. 281 に記載
スプリング入りマットレス等解体業務	6,578,000 円	P. 284 に記載
那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	3,696,000 円	P. 288 に記載

③ 市の財産の使用

市は、市が保有している「なは市民協働プラザ」の一面をシルバー人材センターに無償で使用させているが、シルバー人材センターが実施している事業は、比較的高い公共性が認められるため、無償で使用させることに特段問題は無いと判断した。

（５） 効率的な運営手法

P. 5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>労働時間管理の適切性に疑義がある

令和３年度における常勤職員５名の残業時間について、毎月作成されている残業時間記録簿を閲覧したところ、５名全員がいずれも、毎月の残業時間が１２ヶ月間を通じて全く同じ時間数となっていた。

シルバー人材センターに理由を質問したところ、「毎月の業務はある程度定型化されており、月の上旬に市への報告書作成や会員への配分金支払額の集計等の業務が生じて残業が生じる傾向にある」とのことであった。

シルバー人材センター側の主張には一定の合理性が認められるものの、１２ヶ月間に渡って毎月の残業時間数が分単位まで完全に一致するという状況が、常勤職員の５名全員に生じるということは、にわかには信じ難く、実際の残業時間数と残業記録簿の時間数が一致していないのではないかという疑念が生じる。

仮に「実際の残業時間数＞残業記録簿の時間数」である場合には職員に対する未払残業代が生じていることになるし、「実際の残業時間数＜残業記録簿の時間数」である場合には、支払う必要のない残業代が支給されてしまっており、非効率な運営が行われているということになり、いずれの場合も大きな問題となる。

シルバー人材センターは、残業時間記録簿だけではなくタイムカードを導入する等、適切な労働時間管理方法を改めて検討すべきである。

また、市は、上記のような問題が生じるリスクを十分に理解し、シルバー人材センターに対して適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強く指導すべきである。

(6) 市によるモニタリング

P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<指摘②>公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある

市は、第三セクター等を特定した上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。(第三セクター等に関する総務省指針第2参照)

また、総務省が隔年で実施する第三セクター等の調査(※)にあたり、市は第三セクター等の出資や経営状況等の情報を総務省に提出している。

※ 第三セクター等の調査結果については、総務省 HP 参照。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)

そのため、市は第三セクター等を正確に特定する必要があるが、市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)が漏れていることが判明した。

第三セクター等に関する総務省指針第1.(注1)には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)」も含まれることが明記されているため、市の状況は第三セクター等に関する総務省指針に照らして妥当ではない。

【第三セクター等に関する総務省指針第1.(注1)より抜粋】

(注1) 各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

(下線は監査人による。)

市は、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに準ずるものの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含めた上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

＜指摘③＞第三セクターに対するモニタリングを実施していない

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているものの、市はシルバー人材センターを第三セクター等の範囲に含めていなかったことに起因して、シルバー人材センターに対する評価を実施していない。

市は、シルバー人材センターを第三セクター等を含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。

なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。

- ・ 第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。
- ・ 第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。
- ・ 費用対効果に留意する。

＜意見③＞第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない

市は、シルバー人材センターに対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。

事業のPDCA サイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。

効果測定基準としては、例えば以下のような項目が挙げられるため、参考にされたい。

- ・ 公益性・公共性の有無
- ・ 会員数、就業率、就業延べ人数、受託事業収益計上額

(7) 財務諸表の適切性

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見④＞現金管理体制が不十分

業務委託者からの委託料の支払いについて、シルバー人材センターの窓口において現金で支払われる場合があるが、その際、総務係の財務経理担当者が1名で現金を受け取った上で、会計処理まで実施しているとのことであった。

不正な現金の横領防止という内部統制の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。

- ・ 現金を受け取る際は、必ず2名で受け取り、金庫への保管まで2名で実施する。
- ・ 未収入金の回収管理を適切に実施し、未収が生じている理由を明らかにする。(未収入金の回収管理の詳細は＜意見⑥＞で記載。)

市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において不正な現金の横領を発生させるわけにはいかないため、市は、現金管理に関する適切な内部統制の構築についてシルバー人材センターに指導すべきである。

＜意見⑤＞未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない

シルバー人材センターにおいて使用している基幹システムから出力した、令和3年度末時点の未収入金管理台帳上の未収入金合計額と、令和3年度末時点の貸借対照表残高を比較した結果、以下の通りであった。

(単位：円)

① 未収入金管理台帳上の合計額	45,784,068
② 貸借対照表上の未収入金残高	48,923,766
①と②の差額	3,139,698

未収入金管理台帳上の未収入金合計額と貸借対照表残高との差額 3,139,698 円の発生原因は不明とのことであったが、シルバー人材センターは、差異原因を調査し、適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力されたい。

＜意見⑥＞回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない

令和3年度末の未収入金管理台帳より、比較的長期間かつ多額な未納状態が継続している債権について、サンプルで6件抽出し、当該未収入金の回収遅延理由及び督促状況を質問したところ、状況は以下の通りであった。

取引先	発生年月	未収金額	回収遅延理由、督促状況
A 氏	H31. 11	45,225 円	・ 請求書郵送の際、取引先が希望した茶封筒ではなく、法人名入りの封筒を使用したところ、取引先が激怒し、支払いも行われず。 ・ 債権発生当時の状況を勘案し、督促も実施していない。
B 氏	R2. 2	32,420 円	・ 継続発注先だが、左記取引分について請求書を発行することが漏れていた可能性がある。 ・ 督促は行っていない。
B 氏	R2. 3	32,420 円	同上
C 氏	R2. 11	44,610 円	・ 単発発注者であるが、請求書を発行することが漏れていた可能性

			がある。 ・督促は行っていない。
D 法人	R2. 11	45, 819 円	・継続発注先だが、左記取引分について請求書を発行することが漏れていた可能性がある。 ・督促は行っていない。
E 法人	R3. 3	47, 920 円	同上

B 氏、C 氏、D 法人及び E 法人の状況を考慮すると、シルバー人材センターは未収入金の回収管理が不十分であると言わざるを得ない。これらの未収入金回収遅延理由は、請求書発行漏れとのことであるが、未収入金発生の翌月等、適切な時期に未回収の理由を調査し、請求書発行漏れが判明していれば、回収が容易になっていた可能性がある。（1 年以上経過した後には請求書発行漏れが判明し請求書発行したとしても、回収できる可能性は低下すると考えられるため、適時に未回収理由の調査を実施することが重要である。）

シルバー人材センターは、通常想定される回収時期を経過しても尚、未回収のままになっている未収入金を適時に抽出し、未回収の原因調査及び督促を行う体制を構築すべきである。

また、A 氏に対する未収入金は、回収可能性が著しく低いと考えられるが、回収可能性が著しく低下した未収入金については、本来、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うべきである。

シルバー人材センターは、現状、発生から 5 年以上経過した未収入金について償却処理を行っているが、発生から 5 年未満の未収入金であっても、個別の状況を勘案し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うことを検討されたい。

<意見⑦>財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭

シルバー人材センターの令和 3 年度末貸借対照表において、特定資産として財政運営資金信託預金が 10, 000 千円計上されている。

当該特定資産は社団法人設立時に市から出捐を受けたものが使用されずに預金として残っているものであるが、積立目的や使途等は明確に決まっていなかった。

当該出捐金は、市の財源から出捐したものであるため、市の財源が有効に活用されるよう、市は、シルバー人材センターと協議の上、財政運営資金信託預金の積立目的や使途を明確にされたい。

また、現状、勘定科目名として財政運営資金信託預金という科目を使用しているが、当該勘定科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭である。公益法人会計基準注解（注 4）3 において、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産

の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」と規定されていることから、市及びシルバー人材センターは、改めて明確にした積立目的や用途を表すような勘定科目により特定資産に計上する必要がある点に留意されたい。

＜意見⑧＞賞与引当金の計上が漏れている

シルバー人材センターでは、職員に対し、年2回期末手当（≒賞与）を支給している。支給対象期間と支給日は以下の通りである。

支給対象期間	支給日
前年12月～5月（6ヶ月間）	6/20
6月～11月（6ヶ月間）	12/20

次に、現状の期末手当に関する会計処理であるが、支給時に支給総額を人件費として費用処理しており、賞与引当金は計上されていなかった。

「公益法人会計基準」の運用指針12.（1）に記載されている貸借対照表科目の例示には、賞与引当金が記載されているため、シルバー人材センターにおいても賞与引当金の計上が必要である。具体的には、決算月である3月末時点において、当年の6/20に支給される期末手当支給予想額のうち、前年12月から当年3月の4ヶ月分については、3月までに発生済みとして賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金に対応する社会保険料相当額についても未払費用に計上することになる。

シルバー人材センターは、公益法人会計基準に従い適切に会計処理する必要がある。また、市はシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。

（8）情報公開

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑨＞情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第2.2によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状のシルバー人材センターに関する情報公開の状況は、以下の通りであり、最

低限の情報公開は行われている。

- ・ シルバー人材センターの HP において、事業報告書及び財務諸表が公開されている。
- ・ 市は、シルバー人材センターに対する運営費補助金の予算承認にあたり、シルバー人材センターの財務諸表を添付して議会へ提出している。

しかしながら、市は現状の情報開示に留まらず、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくともシルバー人材センターにおいて財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市の HP 等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。

また、議会に対しても財政的リスクの高まりに応じて適宜報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。

(9) その他

<意見⑩>反社チェック手続の強化について

シルバー人材センターの取引先等に対する反社会的勢力の排除に関するチェック手続について、現状は、以下の通り、一部の取引先等に対してのみ反社チェック手続を行っている状況である。

取引先等	反社チェック手続（現状）
業務受注先（法人）	業務委託契約書において、反社会的勢力を排除する条項を設けるようにしているが、使用する契約書雛形によっては、反社条項が記載されていないものもある。
業務受注先（個人）	特に無し
新規会員申請者	特に無し

しかしながら、シルバー人材センターに業務を発注することは基本的に誰でも可能であるし、また、60 歳以上であれば基本的に誰でもシルバー人材センターの会員となることが可能であるが、見方を変えると反社会的勢力が容易に取引先や会員に入り込み易い状況とも言えるため、できる限りの反社チェックを実施すべきである。

例えば、以下のような反社チェック手続の導入を検討されたい。

取引先等	反社チェック手続（改善案）
業務受注先（法人）	原則として、業務委託契約書において、反社会的勢力を排除する条項を設ける。使用する契約書雛形に反社条項が無い場合には、取引先と相談し、反社条項を追加してもらうようにする。
業務受注先（個人）	・ シルバー人材センターの HP のトップページのうち、「お仕事の

	内容」が記載されている箇所に、反社会的勢力からの発注は受けられない旨を追加する。 (https://nahasjc.or.jp/)
新規会員申請者	・シルバー人材センターの定款で定めのある会員要件に、反社会的勢力ではないことを追加する。また、定款に定めのある会員資格喪失要件に、反社会的勢力であることが判明した場合を追加する。 ・新規入会申込時の申請書類に、反社会的勢力ではない旨の宣誓分を追加する。 ・シルバー人材センターの HP の会員条件が記載されている箇所に、反社会的勢力の場合は会員にならない旨を追加する。